

札幌市普通河川管理条例及び札幌市流水占用料等徴収条例の一部
を改正する条例案

平成 30 年（2018 年）2 月 20 日提出

札幌市長 秋 元 克 広

札幌市普通河川管理条例及び札幌市流水占用料等徴収条例の一部
を改正する条例

（札幌市普通河川管理条例の一部改正）

第 1 条 札幌市普通河川管理条例（平成 12 年条例第 28 号）の一部を次のよ
うに改正する。

別表 2 土地占用料（年額）の表中

23 円	24 円 84 銭	を	25 円	27 円
33 円	35 円 64 銭		35 円	37 円 80 銭
49 円	52 円 92 銭		53 円	57 円 24 銭
66 円	71 円 28 銭		71 円	76 円 68 銭
98 円	105 円 84 銭		110 円	118 円 80 銭
130 円	140 円 40 銭		140 円	151 円 20 銭
610 円	658 円 80 銭		660 円	712 円 80 銭
940 円	1,015 円 20 銭		1,000 円	1,080 円
1,300 円	1,404 円		1,400 円	1,512 円
550 円	594 円		590 円	637 円 20 銭
870 円	939 円 60 銭		950 円	1,026 円
1,200 円	1,296 円		1,300 円	1,404 円
55 円	59 円 40 銭		59 円	63 円 72 銭
5 円	5 円 40 銭		6 円	6 円 48 銭
1,100 円	1,188 円		1,200 円	1,296 円

に改め、同表備考1中「1平方メートル又は1メートル未満のものである場合」を「0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満であるとき又は1件に0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満の端数があるとき」に、「1平方メートル又は1メートルとして」を「その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて」に改める。

(札幌市流水占用料等徴収条例の一部改正)

第2条 札幌市流水占用料等徴収条例(平成12年条例第29号)の一部を次のように改正する。

別表 2 土地占用料(年額)の表中

23円	24円84銭	25円	27円
33円	35円64銭	35円	37円80銭
49円	52円92銭	53円	57円24銭
66円	71円28銭	71円	76円68銭
98円	105円84銭	110円	118円80銭
130円	140円40銭	140円	151円20銭
610円	658円80銭	660円	712円80銭
940円	1,015円20銭	1,000円	1,080円
1,300円	1,404円	1,400円	1,512円
550円	594円	590円	637円20銭
870円	939円60銭	950円	1,026円
1,200円	1,296円	1,300円	1,404円
55円	59円40銭	59円	63円72銭
5円	5円40銭	6円	6円48銭
1,100円	1,188円	1,200円	1,296円

に改め、同表備考1中「1平方メートル又は1メートル未満のものである場合」を「0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満であるとき又は1件に0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満の端数があるとき」に、「1平方メートル又は1メートルとして」を「その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の札幌市普通河川管理条例別表 2 土地占用料（年額）の表及び第2条の規定による改正後の札幌市流水占用料等徴収条例別表 2 土地占用料（年額）の表の規定は、この条例の施行の日以後における土地の占用に係る土地占用料について適用し、同日前における土地の占用に係る土地占用料については、なお従前の例による。

（理 由）

普通河川及び準用河川に係る土地占用料を適正な額に改定する等のため、本案を提出する。